

大阪府介護ロボット導入活用支援事業補助金交付要綱（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）

（目的）

第1条 府は、介護ロボットその他の福祉機器（以下「介護ロボット」という。）の普及促進を図ることにより、介護従事者の負担軽減等による雇用環境の改善、離職防止及び定着促進に資するため、予算の定めるところにより、介護事業者に対し介護ロボット導入活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付は、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象等）

第2条 補助対象事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）による指定又は許可を受け、大阪府内で別表第1に掲げる介護サービスを提供する事業者とする。

2 補助対象は、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護ロボット

補助対象機器は、別表第2に掲げる要件のいずれにも該当する物とし、補助対象経費は、介護ロボットの導入のための購入又はリース（当該年度分に限る。）に係る経費とする。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費とし、次のア、イ、ウを対象とする。なお、既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

ア Wi-Fi環境を整備するために必要な経費

配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など

イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）

ウ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費

介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等

3 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除く。

4 補助対象経費は、購入、リース等の契約日及び支払日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の経費に限る。なお、その間であれば、第5条の申請日以前の経費も対象とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次により算出された額以内とする。

(1) 介護ロボットの導入に伴う経費

ア 別表第3に掲げるいずれの要件も満たす介護事業所
補助対象経費の4分の3（千円未満は切り捨てる。）

イ ア以外の事業所

補助対象経費の2分の1（千円未満は切り捨てる。）

ア、イいずれも介護ロボット1台につき移乗介護又は入浴支援の機器は100万円、その他の機器は30万円を上限とする。

- (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費
- ア 別表第3に掲げるいずれの要件も満たす介護事業所
補助対象経費の4分の3（千円未満は切り捨てる。）
 - イ ア以外の事業所
補助対象経費の2分の1（千円未満は切り捨てる。）
- ア、イいずれも1事業所につき750万円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、交付を決定した額、交付の条件その他必要な事項を交付の申請をした事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、他の補助金等との重複を防止するために、他の行政機関等に対し補助金等の交付の状況を確認することがある。

(補助金の交付の条件)

第6条 前条第2項の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第2号）により、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の額に100分の20以下の変更が生じた場合を除く。）又は補助事業の内容の変更（事業の目的及び内容等のうち、事業の基本的部分に関わらない変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により導入した介護ロボット及び見守り機器の導入に伴い整備した通信機器については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により導入した価格が30万円以上の介護ロボット及び見守り機器の導入に伴い整備した通信機器については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて補助事業により導入した介護ロボット及び見守り機器の導入に伴い整備した通信機器を処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を府に納付させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日

(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておくこと。

- (8) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の提供を受けてはならないこと。
- (9) 補助事業により導入する介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境の整備については、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (10) 前各号の条件のいずれかに違反した場合又は第7条第2項の規定による報告を行わない場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、それを返還すること。
- (11) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助金の交付の決定から額の確定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書(様式第4号)を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)
 - ウ 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
 - エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
 - オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(実績報告等)

- 第7条 補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業により導入した介護ロボット及び見守り機器の導入に伴い整備した通信機器の使用状況を知事に報告しなければならない。
 - 3 前項の報告は、補助事業が完了した日の属する府の会計年度以降3年度間、各事業年度終了後30日以内に行うものとする。

(補助金の交付の時期)

第8条 補助金は、規則第13条の規定によるその額の確定の後、交付する。

(報告の徴取等)

第9条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることがある。

(協力の要請)

第10条 知事は、補助事業者に対し、介護ロボットの普及促進に向けて府が実施する補助事業により導入した介護ロボット及び見守り機器の導入に伴い整備した通信機器の活用状況の調査、広報、見学等への協力及び研修会等への参加を求めることがある。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行し、同月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

施設・居住系サービス

介護老人福祉施設（併設型短期入所生活介護を含む。）、介護老人保健施設（併設型短期入所療養介護を含む。）、介護療養型医療施設（併設型短期入所療養介護を含む。）、介護医療院（併設型短期入所療養介護を含む。）、（単独型）短期入所生活介護、（単独型）短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

在宅系サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

別表第2（第2条関係）

1 目的要件

日常生活支援における移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果がある介護ロボットであること。

2 技術的要件

次のア又はイの要件のいずれかに該当すること。

ア 経済産業省が実施する「ロボット介護機器開発・導入促進事業」又は「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

イ センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術を活用して従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

3 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

別表3（第3条関係）

1 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること。

2 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。